

沖縄県警察関係手数料条例

発出年月日：昭和47年 5月15日

文書番号：沖縄県条例第29号

公表範囲：全文

改正 前略・・・令和5年7月28日沖縄県条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条の規定に基づき、公安委員会又は警察署長が行う事務に係る手数料(以下「手数料」という。)について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1から別表第13までのとおりとする。

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、許可等を申請する際又は届出をする際に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、パーキング・メーターの作動手数料は作動させる際に、パーキング・チケットの発給手数料は発給を受ける際に、安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料は指定を受ける際に、それぞれ納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、保管場所標章交付手数料は、交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年沖縄県条例第34号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第7号に規定する申請等に係るものにあつては、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の書面の交付を申請する際に納付しなければならない。

(指定試験機関の試験手数料)

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)第20条第5項の規定により公安委員会が行わせることとした者(以下「指定試験機関」という。)が行う試験を受けようとする者は、別表第2に定める遊技機試験又は型式試験の手数を当該指定試験機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

(指定講習機関の講習手数料)

第5条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第108条の4第1項の規定により公安委員会が指定することとした者(以下「指定講習機関」という。)が行う道交法第108条の2第1項第2号、第10号又は第14号に掲げる講習を受けようとする者は、別表第9に定める講習手数料を当該指定講習機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定講習機関に納められた講習手数料は、当該指定講習機関の収入とする。

(不還付)

第6条 既に納められた手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の免除)

第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月31日条例第26号)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに自動車保管場所証明書の交付の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和51年3月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年12月27日条例第52号)

1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに自動車保管場所証明書の交付の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和53年6月24日条例第28号)

1 この条例は、昭和53年8月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに許可、許可証の再交付及び許可の更新の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和55年7月12日条例第19号)

1 この条例は、昭和55年9月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに自動車保管場所証明書の交付の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和56年3月30日条例第13号)

この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 10 月 14 日条例第 23 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに許可、承認、許可証の再交付、許可の更新及び書換えの申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 59 年 12 月 24 日条例第 39 号)

1 この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに現に風俗営業の許可、承認、許可証の再交付及び許可の更新の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則(昭和 61 年 3 月 29 日条例第 16 号)

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに自動車保管場所証明書の交付の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 62 年 4 月 1 日条例第 25 号)

1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに自動車保管場所証明書の交付の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の納付時期については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年 3 月 31 日条例第 12 号)

1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び別表第 2 の改正規定中保管場所標章の交付申請に係る部分は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

2 平成 3 年 4 月 1 日の前日までに自動車保管場所証明書の交付の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年 3 月 31 日条例第 16 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 10 月 20 日条例第 39 号)

この条例は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 10 月 16 日条例第 35 号)

1 この条例は、平成 7 年 10 月 18 日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに現に古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)又は質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)に基づく許可等の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の納付時期及び現に古物営業法に基づく許可等の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の第 3 条及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 19 号)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに自動車保管場所証明書の交付の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 7 月 23 日条例第 25 号)

この条例は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 57 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに安全対策優良海域レジャー提供業者の指定の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 11 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日条例第 25 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 30 日条例第 29 号)

1 この条例は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 9 第 1 項の表技能検定員審査手数料の項及び教習指導員審査手数料の項の改正規定、同表第 2 項の表の改正規定並びに同表第 3 項の表の改正規定は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 51 号)附則第 2 条第 7 項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 7 月 22 日条例第 28 号)

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 115 号)附則第 1 条本文で規定する政令で定める日〔平成 15.9.1〕から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 30 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付、再交付又は更新の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 10 月 26 日条例第 61 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 21 日から施行する。ただし、別表第 6 の改正規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 44 号)附則第 1 条に規定する政令で定める日〔平成 17.12.1〕から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに認定証の再交付、警備員指導教育責任者資格者証の書換え若しくは再交付又は機械警備業務管理者資格者証の書換え若しくは再交付の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日条例第 33 号)

この条例は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。ただし、附則及び別表第 9 の改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 28 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 9 の改正規定及び次項の規定は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 90 号)附則第 14 条に規定する者に対する改正後の沖縄県警察関係手数料条例第 2 条及び別表第 9 の規定の適用については、同表第 1 項の表再試験手数料の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 90 号)第 4 条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表講習手数料の項(道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習に係る部分に限る。)中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

附 則(平成 19 年 10 月 19 日条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 24 日条例第 41 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 28 日条例第 29 号)

この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 9 第 1 項の表教習指導員審査手数料の項の次に認知機能検査員講習手数料の項を加える改正規定及び別表第 11 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 29 日沖縄県条例第 49 号)

(施行期日)

1 この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 86 号)附則第 1 条本文で規定する政令で定める日(平成 21 年 12 月 4 日)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに猟銃又は空気銃の所持許可併記、銃砲刀剣類所持許可、猟銃又は空気銃の所持許可更新、技能検定受験、射撃教習資格認定又は射撃練習資格認定の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 8 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日沖縄県条例第 49 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付、再交付又は更新の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 30 日沖縄県条例第 47 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに風俗営業の許可及び遊技機の変更承認並びに遊技機の認定、検定、遊技機試験及び型式試験の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日沖縄県条例第 39 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 9 第 1 項の表運転免

許試験手数料の項及び検査手数料の項の改正規定は、この条例の公布の日又は道路交通法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 43 号）附則第 1 条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに駐車監視員資格者講習の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の別表第 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日沖縄県条例第 32 号)

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、第 1 条の規定による改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日沖縄県条例第 63 号)

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

（特定遊興飲食店営業の許可の準備行為に係る手数料の徴収）

2 施行日前において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）附則第 2 条第 1 項の規定により同法第 2 条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 31 条の 22 の許可に関し必要な準備行為として行う特定遊興飲食店営業許可の申請に対する審査については、当該申請が 3 月以内の期間を限って営む営業に係るものにあつては 1 件につき 14,000 円、その他の営業に係るものにあつては 1 件につき 24,000 円の手数料を徴収する。

3 前項の場合において、同項の許可を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、それぞれ同項に定める額から 8,000 円を減じた額とする。

附 則(平成 28 年 12 月 28 日沖縄県条例第 63 号)

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

（経過措置）

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 258 号）附則第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）附則第 2 条第 2 号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正後の沖縄県

警察関係手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第9の規定の適用については、同表第1項の表再試験手数料の項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道交法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表講習手数料の項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。

3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料の額については、改正後の条例別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年7月25日沖縄県条例第22号)

この条例は、平成29年10月2日から施行する。

附 則(平成30年3月30日沖縄県条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の更新の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月25日沖縄県条例第41号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「準用する第9条第1項」を「準用する風適法第9条第1項」に、「同法」を「風適法」に改める部分に限る。）は公布の日から、別表第3の改正規定は古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の施行の日から施行する。

附 則(令和元年10月31日沖縄県条例第51号)

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日沖縄県条例第41号)

この条例は、令和4年3月15日から施行する。ただし、別表第13の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日沖縄県条例第29号)

この条例中別表第8の改正規定は令和4年4月1日から、第5条及び別表第9の改正規定は令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和4年7月29日沖縄県条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日沖縄県条例第20号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。
附 則(令和5年7月28日沖縄県条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。
別表第1(第2条関係)
風適法の規定による風俗営業の許可等に関する手数料
[別紙参照]

別表第2(第2条関係)
風適法の規定による遊技機の認定等に関する手数料
[別紙参照]

別表第3(第2条関係)
古物営業法に関する手数料
[別紙参照]

別表第4(第2条関係)
質屋営業法に関する手数料
[別紙参照]

別表第5(第2条関係)
警備業法に関する手数料
[別紙参照]

別表第6(第2条関係)
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に関する手数料
[別紙参照]

別表第7(第2条関係)
火薬類取締法に関する手数料
[別紙参照]

別表第8(第2条関係)
銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料
[別紙参照]

別表第9(第2条関係)
道交法に関する手数料
[別紙参照]

別表第 10(第 2 条関係)

[別紙参照]

別表第 11(第 2 条関係)

自動車運転代行業法に関する手数料

[別紙参照]

別表第 12(第 2 条関係)

探偵業の業務の適正化に関する法律に関する手数料

[別紙参照]

別表第 13(第 2 条関係)

[別紙参照]

別表第1（第2条関係）

風適法の規定による風俗営業の許可等に関する手数料

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
<p>風適法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可に関する事務</p>	<p>風俗営業許可申請手数料</p>	
	<p>1 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第8条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に風適法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>(1) 3月以内の期間を限って営む営業 15,000円</p> <p>(2) その他の営業 25,000円</p>	
	<p>2 ぱちんこ屋又は政令第8条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>	<p>1 (1)又は(2)に定める額、2,800円（風適法第20条第4項の検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乘じて得た額を加算した額）を加算した額、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ別表第2の1の項の(3)の右欄に定める額から8,000円を減じた額）を加算した額</p>
<p>3 ぱちんこ屋及び政令第8条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>(1) 3月以内の期間を限って営む営業 14,000円</p> <p>(2) その他の営業 24,000円</p>		

	備考 1 風俗営業許可を受けようとする者が沖縄県において同時に他の風俗営業許可を受けようとする場合における当該他の風俗営業許可に係る手数料の額は、それぞれ右欄に定める額から8,600円を減じた額とする。 2 風適法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。	
風適法第5条第4項の規定に基づく風俗営業許可証の再交付に関する事務	風俗営業許可証再交付手数料	1,200円
風適法第7条第1項の規定に基づく風俗営業の相続承認の申請に関する事務	風俗営業相続承認申請手数料	9,000円
	備考 風俗営業の相続承認を受けようとする者が沖縄県において同時に他の風俗営業の相続承認を受けようとする場合においては、当該他の承認に係る手数料の額については、3,800円	
風適法第7条の2第1項の規定に基づく風俗営業の法人の合併承認申請に関する事務	風俗営業法人合併承認申請手数料	12,000円
	備考 風俗営業の法人の合併承認を受けようとする者が沖縄県において同時に他の風俗営業の法人の合併承認を受けようとする場合においては、当該他の合併承認に係る手数料については、3,800円	
風適法第7条の3第1項の規定に基づく風俗営業の法人の分割承認申請に関する事務	風俗営業法人分割承認申請手数料	12,000円
	備考 風俗営業の法人の分割承認を受けようとする者が沖縄県において同時に他の風俗営業の法人の分割承認を受けようとする場合においては、当該他の分割承認に係る手数料については、3,800円	
風適法第9条第1項の規定に基づく風俗営業所の構造又は設備の変更承認に関する事務	風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料	9,900円

風適法第9条第4項の規定に基づく風俗営業許可証の書換えに関する事務	風俗営業許可証の書換え手数料	1,500円
風適法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定に関する事務	特例風俗営業者の認定申請手数料 備考 特例風俗営業者の認定を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特例風俗営業者の認定を受けようとする場合にあつては、当該他の認定に係る手数料の額については、10,000円	13,000円
風適法第10条の2第5項の規定に基づく特例風俗営業者の認定証再交付に関する事務	特例風俗営業者の認定証再交付手数料	1,200円
風適法第20条第10項において準用する風適法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更承認（以下この項において単に「承認」という。）に関する事務	遊技機変更承認申請手数料 1 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合 2 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合	2,400円 5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ別表第2の1の項の(3)の右欄に定める額から8,000円を減じた額）を加算した額
風適法第24条第6項の規定に基づく風俗	風俗営業管理者講習受講手数料	講習1時間につき650円

営業所の管理者に対する講習に関する事務		
風適法第27条第4項（風適法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（風適法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の交付に関する事務	店舗型性風俗特殊営業届出確認書交付手数料	11,900円
	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書交付手数料	3,400円
	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書交付手数料	
	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書交付手数料	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定に基づく届出確認書交付手数料	
	性風俗関連特殊営業届出確認書書換え手数料	1,500円
	性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料	1,200円
風適法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務	特定遊興飲食店営業許可申請手数料	
	1 3月以内の期間を限って営む営業 2 その他の営業	14,000円 24,000円
	備考 1 特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、それぞれ右欄に定める額から8,700円を減じた額とする。 2 風適法第31条の23において準用する風適法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。	
風適法第31条の23において準用する風適法第5条第4	特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料	1,100円

項の規定に基づく特定遊興飲食店営業許可証の再交付に関する事務		
風適法第31条の23において準用する風適法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続承認の申請に関する事務	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料	8,700円
	備考 特定遊興飲食店営業の相続承認を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業の相続承認を受けようとする場合にあっては、当該他の承認に係る手数料の額については、3,800円	
風適法第31条の23において準用する風適法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の法人の合併承認申請に関する事務	特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料	12,000円
	備考 特定遊興飲食店営業の法人の合併承認を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業の法人の合併承認を受けようとする場合にあっては、当該他の合併承認に係る手数料については、3,300円	
風適法第31条の23において準用する風適法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の法人の分割承認申請に関する事務	特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料	12,000円
	備考 特定遊興飲食店営業の法人の分割承認を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業の法人の分割承認を受けようとする場合にあっては、当該他の分割承認に係る手数料については、3,300円	
風適法第31条の23において準用する風適法第9条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業所の構造又は設	特定遊興飲食店営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料	9,900円

備の変更承認に関する事務		
風適法第31条の23において準用する風適法第9条第4項の規定に基づく特定遊興飲食店営業許可証の書換えに関する事務	特定遊興飲食店営業許可証の書換え手数料	1,400円
風適法第31条の23において準用する風適法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定に関する事務	特例特定遊興飲食店営業者の認定申請手数料 備考 特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする場合にあっては、当該他の認定に係る手数料の額については、10,000円	13,000円
風適法第31条の23において準用する風適法第10条の2第5項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定証再交付に関する事務	特例特定遊興飲食店営業者の認定証再交付手数料	1,100円
風適法第31条の23において準用する風適法第24条第6項の規定に基づく特定遊興飲食店営業所の管理者に対する講習に関する事務	特定遊興飲食店営業管理者講習受講手数料	講習1時間につき650円

別表第2（第2条関係）

風適法の規定による遊技機の認定等に関する手数料

手 数 料 の 種 類		手 数 料 の 額
手数料を納付しなければならない者	区 分	
1 風適法第20条第2項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者	(1) 風適法第20条第5項の指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）が行う認定に必要な試験（以下「遊技機試験」という。）を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	2,200円
	(2) 風適法第20条第4項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合	4,340円
	(3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合	
	ア ぱちんこ遊技機	
	(ア) 入賞を容易にするための装置であつて国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
	a マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの	35,000円
	b aに掲げるもの以外のもの	16,300円
	(イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）	
	a マイクロプロセッサを内蔵するもの	29,000円
	b aに掲げるもの以外のもの	16,300円
	(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	14,400円
	イ 回胴式遊技機	
	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	59,000円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	23,000円	
ウ アレンジボール遊技機		
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	35,000円	
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	19,000円	
エ じゃん球遊技機		
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	35,000円	

	<p>の</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの オ アからエまでに掲げる遊技機以外の遊 技機</p> <p>(ア) マイクロプロセッサを内蔵するも の</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>19,000円</p> <p>29,000円</p> <p>12,600円</p>
	<p>備考</p> <p>認定を受けようとする者が沖縄県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料の額は、この項の右欄の規定にかかわらず、同項の(1)の場合にあつては0円とし、同項の(2)の場合にあつては40円とし、同項の(3)の場合にあつてはそれぞれ同項の(3)の右欄に定める額から8,000円を減じた額とする。</p>	
2 検定を受けようとする者	<p>(1) 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合</p> <p>(2) 検定を受けようとする沖縄県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。）について検定を受けようとする場合</p> <p>(3) (1)又は(2)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合</p> <p>ア ぱちんこ遊技機</p> <p>(ア) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>b aに掲げるもの以外のもの</p> <p>(イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>b aに掲げるもの以外のもの</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 回胴式遊技機</p> <p>(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの</p> <p>ウ アレンジボール遊技機</p> <p>(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>3,900円</p> <p>6,300円</p> <p>1,435,000円</p> <p>438,000円</p> <p>1,128,000円</p> <p>438,000円</p> <p>338,000円</p> <p>1,621,000円</p> <p>479,000円</p> <p>1,148,000円</p> <p>482,000円</p>

	エ じゃん球遊技機 (ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1,147,000円 481,000円
3 遊技機試験を受けようとする者	(1) ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） (ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。） (ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの (2) 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (3) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (4) じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	43,300円 23,100円 36,300円 23,000円 21,000円 68,300円 30,300円 42,300円 26,300円 42,300円 26,300円 36,300円 19,100円
	備考 遊技機試験を受けようとする者が沖縄県において同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料の額は、それぞれこの項の右欄に定める額から14,300円を減じた額とする。	
4 型式試験を受けようとする者	(1) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 ア 特定装置が設けられているもの（当該	

	特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
	(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,442,000円
	(イ) (7)に掲げるもの以外のもの	445,000円
イ	特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)	
	(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,135,000円
	(イ) (7)に掲げるもの以外のもの	445,000円
ウ	ア又はイに掲げるもの以外のもの	345,000円
(2)	回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,628,000円
	イ アに掲げるもの以外のもの	486,000円
(3)	アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,155,000円
	イ アに掲げるもの以外のもの	489,000円
(4)	じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,154,000円
	イ アに掲げるもの以外のもの	488,000円

別表第3（第2条関係）

古物営業法（昭和24年法律第108号）に関する手数料

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
古物営業法第3条、第5条第2項及び第4項並びに第7条第5項の規定に基づく古物営業の許可に関する事務	古物営業許可申請手数料	19,000円
	古物営業許可証再交付手数料	1,300円
	古物営業許可証書換え手数料	1,500円
古物営業法第21条の5第1項及び第21条の6第1項の規定に基づく古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定に関する事務	古物競りあっせん業の業務実施方法認定申請手数料	17,000円

別表第4（第2条関係）

質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する手数料

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
質屋営業法第2条第1項並びに第8条第1項及び第4項の規定に基づく質屋営業の許可又は同法第4条第1項及び第8条第2項の規定に基づく営業内容の変更に 関する事務	質屋営業許可申請手数料	22,000円
	質屋営業所移転許可申請手数料	12,000円
	質屋管理者新設・変更許可申請手数料	5,700円
	質屋営業許可証書換え手数料	1,500円
	質屋営業許可証再交付手数料	1,300円

別表第5（第2条関係）

警備業法（昭和47年法律第117号）に関する手数料

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
警備業法第4条、第5条第2項及び第5項、第7条第1項並びに第11条第3項の規定に基づく警備業の認定に関する事務	認定申請手数料	23,000円
	認定証再交付手数料	2,000円
	認定証更新申請手数料	23,000円
	認定証書換え手数料	2,200円
警備業法第22条第2項、第5項、第6項及び第8項の規定に基づく警備員指導教育責任者に関する事務	資格者証交付申請手数料	9,800円
	警備員指導教育責任者講習受講手数料	講習1時間につき 1,200円
	資格者証書換え手数料	1,800円
	資格者証再交付手数料	1,800円
	現任警備員指導教育責任者講習受講手数料	5,000円
警備業法第23条第1項の規定に基づく検定に関する事務	1 警備業務の種別（警備業法第18条に規定する種別をいう。以下同じ。）のうち、警備業法第2条第1項第1号に掲げる警備業務に係るものに係る検定に関する手数料	16,000円
	2 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。）に関する手数料	14,000円
	3 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（2に掲げるものを除く。）に関する手数料	13,000円
	4 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第3号に掲げる警備業務に係るものに係る検定に関する手数料	16,000円
警備業法第23条第4項並びに同条第5項において準用する同法第22条第5項及び第6項の規定に基づく合格証明書に関する事務	合格証明書交付申請手数料	10,000円
	合格証明書書換え手数料	2,200円
	合格証明書再交付手数料	2,000円
警備業法第42条第2項並びに同条第3項において準用する同法第22条第5項及び第6項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務	資格者証交付申請手数料	9,800円
	講習受講手数料	39,000円
	資格者証書換え手数料	1,800円
	資格者証再交付手数料	1,800円
警備業法の一部を改正する法律（平成16	旧検定合格者審査手数料	4,700円

年法律第50号)附則第5条の規定に基づく 審査に関する事務		
----------------------------------	--	--

別表第6（第2条関係）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に関する手数料

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第5項、第9項及び第10項の規定に基づく運搬証明書に関する事務	搬証明書交付手数料	15,000円
	運搬証明書書換え手数料	5,400円
	運搬証明書再交付手数料	2,200円

別表第7（第2条関係）

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関する手数料

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
火薬類取締法第17条第1項及び第4項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可に関する事務	猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料	1,200円
	猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料	イ 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査 2,400円
		ロ その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		(1) 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合 3,500円
(2) その他の場合 6,900円		
火薬類取締法第19条第1項の規定に基づく火薬類の運搬証明書の交付に関する事務	火薬類運搬証明書交付手数料	2,100円
火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可に関する事務	猟銃用火薬類等輸入許可申請手数料	イ 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合 12,000円
		ロ その他の場合 25,000円

別表第8（第2条関係）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に関する手数料

手数料を徴収する事務	手数料の種類		手数料の額
銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条の4第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第7条の3第2項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可に関する事務	猟銃又は空気銃の所持許可併記申請手数料		6,800円（2件目以降の申請は、4,300円）
	クロスボウ所持許可併記申請手数料		6,800円（2件目以降の申請は、4,300円）
	国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料		3,900円（2件目以降の申請は、1,800円）
	その他の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料		10,500円（2件目以降の申請は、6,700円）
	許可証書換え手数料		1,600円
	許可証再交付手数料		1,900円
	猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料	新たな許可証の交付を伴う場合	7,200円（2件目以降の申請及び併記を行う場合は、4,800円）
		新たな許可証の交付を伴わない場合	6,800円（2件目以降の申請及び併記を行う場合は、4,400円）
	クロスボウ所持許可更新申請手数料	新たな許可証の交付を伴う場合	7,200円（2件目以降の申請及び併記を行う場合は、4,800円）
		新たな許可証の交付を伴わない場合	6,800円（2件目以降の申請及び併記を行う場合は、4,400円）
銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能に関する検査に関する事務	認知機能検査手数料		650円
銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項及び第2項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の受講手数料	経験者に対する講習	3,000円
		初心者に対する講習	6,900円

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項及び第2項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催に関する事務	クロスボウの取扱いに関する講習会の受講手数料	経験者に対する講習	3,000円
		初心者に対する講習	6,900円
銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施に関する事務	技能検定受験手数料		22,000円
銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項及び第2項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に関する事務	技能講習受講手数料		12,700円
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定に関する事務	射撃教習資格認定申請手数料		8,900円
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に関する事務	射撃練習資格認定申請手数料		8,900円
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格の認定に関する事務	年少射撃資格認定申請手数料		9,600円(2件目以降の申請は、5,900円)
	年少射撃資格認定証書換え手数料		1,800円
	年少射撃資格認定証再交付手数料		1,900円
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項及び第2項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務	年少射撃資格認定のための講習会の受講手数料		9,800円
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に関する事務	クロスボウ射撃資格認定申請手数料		9,300円(2件目以降の申請は、5,600円)

別表第9（第2条関係）
1 道交法に関する手数料

手数料の種類		手数料の額
運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,550円
		道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円）
		道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 4,100円（道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円）
普通自動車免許に係る試験	道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円
	道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円）
	道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,550円（道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円）
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	道交法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円
	道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円）
	道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,600円（道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員

		会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,050円)
小型特殊自動車免許 又は原動機付自転車 免許に係る試験	道交法第97条の2第1項 の規定の適用を受ける場合	1,900円（道交法施行令第 33条の6の2第6号に掲げ るやむを得ない理由のため 免許証の更新を受けること ができなかった者に対する 試験にあつては、800円）
	道交法第97条の2第1項 の規定の適用を受けない 場合	1,500円
大型自動車第二種免 許、中型自動車第二 種免許又は普通自動 車第二種免許に係る 試験	道交法第97条の2第1項 第2号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合	1,700円
	道交法第97条の2第1項 第3号又は第5号に該当 して同項の規定の適用を 受ける場合	1,900円（道交法施行令第 33条の6の2第6号に掲げ るやむを得ない理由のため 免許証の更新を受けること ができなかった者に対する 試験にあつては、800円）
	道交法第97条の2第1項 の規定の適用を受けない 場合	4,800円（道交法第97条第 1項第2号に掲げる事項に ついて行う試験を公安委員 会が提供する自動車を使用 して受ける場合にあつて は、7,650円）
仮運転免許に係る試 験	道交法第97条の2第1項 第2号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合	1,700円
	道交法第97条の2第1項 第4号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合	1,550円
	道交法第97条の2第1項 の規定の適用を受けない 場合	2,900円（道交法第97条第 1項第2号に掲げる事項に ついて行う試験を公安委員 会が提供する自動車を使用 して受ける場合にあつて は、4,350円）
検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許 又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対 する道交法第89条第3項の規定による検査 (以下「検査」という。)	3,900円（公安委員会が提 供する自動車を使用して受 ける場合にあつては、6,400 円）
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する 検査	3,750円（公安委員会が提 供する自動車を使用して受 ける場合にあつては、4,550 円）
再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	1,900円（道交法第100条の 2第2項に規定する準中型 自動車の運転について必要

		な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,400円)
	普通自動車免許に係る再試験	1,750円（道交法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,550円)
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1,650円（道交法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,100円)
	原動機付自転車免許に係る再試験	1,000円
免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付の場合を除く。）	2,050円（道交法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに200円を加えた額)
	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付の場合)	1,700円（道交法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに200円を加えた額)
	仮運転免許に係る免許証	1,150円
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	2,250円
	仮運転免許に係る免許証	1,150円
免許証更新手数料	免許証の更新（道交法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	2,500円
	免許証の更新（道交法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	2,550円
運転経歴証明		1,100円

書交付手数料		
運転経歴証明書再交付手数料		1,100円
経由手数料		550円
認知機能検査手数料		1,050円
運転技能検査手数料		3,550円
審査手数料		1,400円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円）
技能検定員資格者証交付手数料		1,150円
技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道交法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	23,400円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	19,500円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	14,700円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	21,500円
教習指導員資格者証交付手数料		1,150円
教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道交法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	14,550円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	11,850円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	9,650円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	12,450円
認知機能検査員講習手数料		1,450円（自動車安全運転センターの研修等を受けた

		ことにより講習項目が省略される場合にあっては、1,200円)	
国外運転免許証交付手数料		2,350円	
講習手数料	道交法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間について750円	
	道交法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について2,350円	
	道交法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	講習1時間について1,950円	
	道交法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間について4,450円
		準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間について3,500円
		普通自動車免許に係る講習	講習1時間について2,800円
	道交法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,150円
		普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,000円
	道交法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	講習1時間について1,500円	
	道交法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	講習1時間について3,100円	
	道交法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	講習1時間について1,400円	
	道交法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	講習1時間について750円	
	道交法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間について2,150円
		普通自動車免許に係る講習	講習1時間について2,050円
		大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について2,700円
普通自動二輪車免許に係る講習		講習1時間について2,550円	
原動機付自転車免許に係る講習		講習1時間について2,450円	

	る講習	円
道交法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	道交法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	500円
	道交法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	800円
	道交法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円（国家公安委員会規則で定める道交法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円）
道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	道交法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	6,450円
	普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円
道交法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		12,500円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、9,050円）
道交法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		講習1時間について2,250円
道交法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習		講習1時間について2,000円
道交法施行令第37条の6に掲げる講習		1,350円
道交法第108条の2第2項に規定する講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安	普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに道交法第101条の4第3項の規定の適用	6,450円

	委員会規則第4号)第1条に規定する基準に適合するものに限る。)	を受ける者を除く。)に対する講習	
		普通自動車対応免許を受けている者(道交法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円
通知手数料			900円
パーキング・メーターの作動手数料	道交法第49条第1項に規定するパーキングメーターの作動		200円
パーキング・チケットの発給手数料	道交法第49条第1項に規定するパーキングチケットの発給	200円(自動二輪車及び原動機付自転車を対象とする時間制限駐車区間に駐車する場合にあつては、100円)	
放置車両確認事務法人登録申請手数料	道交法第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査		23,000円
放置車両確認事務法人登録更新手数料	道交法第51条の8第6項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査		23,000円
駐車監視員資格者証交付申請手数料	道交法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査		9,900円
駐車監視員資格者講習手数料	道交法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習		20,000円
駐車監視員資格者認定申請手数料	道交法第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査		4,500円
駐車監視員資格者証書換え交付手数料	道交法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付		2,100円
駐車監視員資格者証再交付手数料	道交法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付		1,800円
特定自動運行許可申請手数料	道交法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査		79,200円
特定自動運行計画変更許可	道交法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査		78,500円

申請手数料		
道路使用許可 手数料	1 道交法第77条第1項第1号に係る道路使用	2,400円
	2 道交法第77条第1項第2号に係る道路使用	2,400円
	3 道交法第77条第1項第3号に係る道路使用	2,400円
	4 道交法第77条第1項第4号に係る道路使用	2,400円
	5 1から4までに係る許可証再交付手数料	600円
備考 1の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、1の免許証の再交付とする。		

- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、技能検定員審査手数料の額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査 手数料の額から 減ずる額
1 技能検定員として必要な 自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,250円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,250円
2 自動車の運転技能に関する 観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,700円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,100円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,400円
3 道交法第108条の28第4項 に規定する教則の内容とな っている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,500円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
4 自動車教習所に関する法 令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,500円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円

	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,800円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,700円
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「自動車運転代行業法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,550円

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員検査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

- 3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、教習指導員審査手数料の額は、第1項の表教習指導員審査手数料の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第1項の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
4 道交法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,600円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,600円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,500円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,550円

事業及び自動車運転代行業 法第2条第1項に規定する 自動車運転代行業に関する 法令についての知識		
<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、第1項の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、第1項の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。</p>		

別表第10（第2条関係）

手数料の種類	手数料の額
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付	自動車保管場所証明書交付申請手数料 2,200円
	自動車保管場所証明書再交付手数料 300円
法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）及び第3項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の交付	保管場所標章交付手数料 550円
	保管場所標章再交付手数料 550円

別表第11（第2条関係）

自動車運転代行業法に関する手数料

手数料の種類		手数料の額
自動車運転代行業法第4条、第5条第2項及び第5項並びに第8条第3項の規定に基づく自動車運転代行業の認定に関する事務	自動車運転代行業法第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	12,000円
	自動車運転代行業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	1,700円
	自動車運転代行業法第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え	2,100円

別表第12（第2条関係）

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に関する手数料

手数料の種類		手数料の額
探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく書面の交付に関する事務	探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	3,600円
	探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	1,600円
	探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	1,100円

別表第13（第2条関係）

手数料の種類	手数料の額
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料	7,000円